

議案第96号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民の利便性の向上を図るため、市内で転居する場合等に、住民異動届の提出をもって原動機付自転車等の軽自動車税に係る住所の変更等の申告を省略するとともに、地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税に係る特例割合を改める等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第23条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の3に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族」に改め、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第50条第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「の特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「の特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る」を「当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

第62条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく前2項の規定による原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者の申告書の提出があつたものとみなす。

第67条第1項中「試乗標識」の次に「（以下「試乗標識」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 試乗標識の交付を受けた者は、その交付の理由が消滅したときは、10日以内に当該試乗標識を返納しなければならない。

第67条第3項中「第1項」の次に「の規定」を加え、「標識」を「試乗標識」に改め、「交付」の次に「又は前項において準用する第65条第4項の規定による試乗標識の再交付」を加え、「受ける場合において」を「受けようとする者」に、「1箇」を「1個」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第65条第4項の規定は、試乗標識について準用する。

附則第27条第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第50条第8項及び第10項並びに附則第27条第2項から第10項までの改正規定並びに附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第62条中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定 令和4年7月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和5年1月1日

(個人の市民税に関する適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の3第1項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「3号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条の3第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、3号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の福岡市市税条例（次項において「旧条例」という。）第23条の3第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の4第1項の規定は、3号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第23条の4第1項に規定する申告書について適用し、3号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第23条の4第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する適用区分)

4 新条例第50条の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の試乗標識に関する適用区分)

- 6 新条例第67条第2項から第4項までの規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する試乗標識についても適用する。